

上桂川漁業協同組合京内共第1号  
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、上桂川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。なお、組合が指定した年券については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	竿釣 (友釣)	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	5月26日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
	竿釣 (素掛け・アユルアー)			
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流	8月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個		8月1日から9月15日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
こい	竿釣	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流	1月1日から3月31日まで、 あゆ網解禁日から12月31日まで
ます	あまご 竿釣	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

類	にじます				1月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
うなぎ	手釣、竿釣				1月1日から12月31日まで
	もじ	1人1個(竹もじ)			
	延縄漁	1人1張 針5本以内 道糸5m以内			8月1日から9月15日まで
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個			
はえ	竿釣	1人1竿			1月1日から12月31日まで
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流		1月1日から3月31日まで、あゆ網解禁日から12月31日まで
かわよしのぼり	籠	1人1個	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流		1月1日から5月10日まで、8月1日から12月31日まで
	タモ網				
	水眼鏡、水視眼鏡			8月1日から9月15日まで	

2 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全魚種	桂川本流及びその支流(桂川・早稲谷川合流から桂川上流1つめの堰から上流) 早稲谷川本流及びその支流(第一砂防堰堤から上流)	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

3 前2項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとし、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(漁具漁法の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具漁法のほか次の表のア欄に掲げる漁具漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア漁具漁法	イ区域	ウ期間
アクアラング	全区域	1月1日から12月31日まで

2 夜間の照明を必要とする時間帯の遊漁は禁止する。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定による区域内であっても次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア魚種	イ区 域	ウ期 間
全漁業権魚種	世木ダム上流端から上流へ 200m の区域	1月1日から12月31日まで
あゆ	大戸の堰堤より下流20m 区間と六ヶの堰堤より下流20m 区間	組合が公表する網解禁日まで
あまご	折谷川第3堰堤から上流の全域 根尻木谷川・根尻木東川合流点から上流	1月1日～12月31日

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
こい	15cm	
ます類	あまご	12cm
	にじます	15cm
うなぎ	30cm	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣(友釣、素掛け・アユルアー)、網(投網、刺網、寄せ網)、水眼鏡、水視眼鏡	年券	15,000円
		日券	4,500円
ます類	あまご にじます 竿釣	年券	7,000円
		日券	3,500円
はえ こい	竿釣、網(投網、刺網、寄せ網)	年券	3,000円
うなぎ	手釣、竿釣、もじ、延縄、水眼鏡、水視眼鏡	日券	1,000円
かわよしのぼり	籠、タモ網、水眼鏡、水視眼鏡		

2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊 漁 料
満18歳以下の者	免除
身体障害者	年券に限り、第1項に規定する各料金の2分の1の額

4 前項の規定による遊漁料を適用しようとするときは、組合員は、当該申請者に対し、同項の表のア欄に掲げる者に該当することを証する書類の提示を求めることができる。

5 「あゆ・ます類」については、解禁後、日券は、組合が定めた日まで販売しないものとする。

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。但し、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
  - 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
  - 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
  - 5 遊漁承認証は再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
  - 6 組合は、理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
  - 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第12条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。